（国民健康保険法施行令の一部改正）

第九条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の七第五項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第二十九条の七第五項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

（国民年金法施行令の一部改正）

第十条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第六条の十一及び第六条の十二第一項中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

（児童扶養手当法施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

一　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第一項

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十四条第二項

三　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条第一項

四　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四条

五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五条第一項

六　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十二条第一項の表第六条の二第一項の項

七　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条第一項

（介護保険法施行令の一部改正）

第十二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第五項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十八条第四項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５７０号

横浜市泉区和泉町7737番地11　グルーブホームやまもも
債務者　黄　朝輝

1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号

山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1799番地１
債務者　佐野　裕一

1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１９号

大阪市中央区上町Ｂ番４－705号、前住所兵庫県伊丹市安堂寺町４丁目51番地１　クラウンハイム伊丹安堂寺403号
債務者　宮近　秀明

1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木ノ島雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７７号

熊本市南区富合町清藤539番地１　メゾンセレナーデＡ205
債務者　岩永　新吾

1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係